

第 5 7 9 回 兵庫県開発審査会 (法定事項審議) 議事結果

1 日 時 令和 8 年 9 月 17 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時分まで

2 場 所 県庁 1 号館 11 階 1124 号室 (オンライン会議)

3 出席委員 会 長 曾 和 俊 文
委 員 山 口 靖
委 員 関 口 幸 明
委 員 澁 谷 啓
委 員 後 藤 倫 子
委 員 松 本 裕 一

4 議事結果

(1) 本審議

議 案	結 果
たつの市における既存事業所 (鉄骨加工工場) の敷地拡張について	同 意

(2) 事前協議

議 案	結 果
たつの市における農作物の加工・販売及び飲食の用に供する施設の建築計画について	了 承

(3) 法定事項審議に関する報告 (1 件)

(4) 個別特例承認に関する報告 (1 件)

(5) 特例措置基準の許可に関する報告 (5 件)

第 579 回兵庫県開発審査会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 17 日 (木)
午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 場 所 兵庫県庁 1 号館 11 階会議室 (オンライン開催)
- 3 出席者 会 長 曾和 俊文
委 員 山口 靖
委 員 関口 幸明
委 員 澁谷 啓
委 員 後藤 倫子
委 員 松本 裕一
- 4 審議案件 (議題)
〔法定事項審議〕 法第 34 条第 14 号、令第 36 条第 1 項第 3 号ホ
第 2504 号 たつの市における既存事業所 (鉄骨加工工場) の敷地拡張について

第 2505 号 たつの市における農作物の加工・販売及び飲食の用に供する施設の建築計画について

〔法定事項審議に関する報告〕 令第 36 条第 1 項第 3 号ホ
三田市における酒類製造工場兼飲食店への用途の変更の許可について

〔個別特例承認に関する報告〕 令第 36 条第 1 項第 3 号ホ
三田市における障害者福祉施設 (就労継続支援施設) への用途の変更の許可について

〔特例措置基準の許可に関する報告〕
猪名川町 (特例措置基準 8)
三田市 (特例措置基準 14)
西脇市 (特例措置基準 14)
加東市 (特例措置基準 14)
赤穂市 (特例措置基準 14)
- 5 審議概要 (議事要旨等)
別紙のとおり

法定事項審議：たつの市における既存事業所（鉄骨加工工場）の敷地拡張について

審 議 の 概 要

事務局から計画の概要（周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる事由等）について説明した後、審議を行った。

委 員 振動や騒音等の周辺環境への影響、また、建築物の耐震性についても問題ないのか。

事務局 計画地の周辺には住宅が立地しておらず、周辺環境への影響がないことについて市と協議済みである。

 建築物の耐震性については、平成7年に建築確認を取得し、適法に建築されている。また、一部増築を行った部分についても、平成15年に建築確認を取得しており、検査済証も交付されていることから問題ないと考える。

会 長 提案基準24の要件(2)では、「土地利用計画に整合すること」とされており、計画地には一部に保全すべき森林の区域が含まれているが、次回土地利用計画の見直しにおいて、特定区域に変更するとの意見を得ているため、整合するとのことである。

会 長 当審査会として同意することとする。

【審議結果】

同 意

法定事項審議：たつの市における農作物の加工・販売及び飲食の用に供する施設の建築計画について

審 議 の 概 要

事務局から計画の概要（周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる事由等）について説明した後、審議を行った。

会 長 保全すべき農の地域での立地であるが、農業振興に資する施設であるとの市の意見も得ており、問題ないものとする。

会 長 正式な手続を進めることとする。

【審議結果】

特に意見なし

法定事項審議に関する報告

事務局から説明を行い、了承を得た。

個別特例承認に関する報告

事務局から説明を行い、了承を得た。

特例措置基準の許可に関する報告

事務局から説明を行い、了承を得た。